

平成26年6月17日

国立大学法人一橋大学

山内進学長

国立大学法人一橋大学 監事

伊賀健一



吉村尚憲



平成25年度監事監査報告書

私たちは、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）第11条第4項の規定に基づき、国立大学法人一橋大学（以下「大学」という。）の平成25年度の監事監査として会計監査及び業務監査を実施した。その結果について、下記のとおり報告する。

記

1. 会計監査

平成25年度（平成25年4月1日～平成26年3月31日）の第2期中期目標期間第4期事業年度の会計監査については、期中に財務部から月次試算表につき説明を受け、特徴ある取引について関係書類・帳票等の提示を求め、関係部署の担当者から説明を聴くなどの手続を実施して監査を行った。

また、学長と会計監査人のディスカッション（大学執行部、監査室、監事及び会計監査人）及び会計監査人との個別の打ち合わせにおいて、会計監査人の監査計画、監査室の監査計画を聴き、監査結果についてそれぞれから説明を受けた。

その結果、大学の第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、これらの附属明細書、国立大学法人業務実施コスト計算書について、事業報告書及び決算報告書についての法第35条で準用する独立行政法人法第38条第2項に基づく監事の意見は、次のとおりである。

(1) 会計監査人の監査の方法及び結果は相当と認めた。

- (2) 財務諸表について、大学の採用する会計処理の原則及び手続は、国立大学法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠し、また、財務諸表の表示方法は、国立大学法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる財務諸表の表示方法に準拠しているものと認められた。よって、財務諸表は大学の当年度末の財政状態及び当年度の運営状況を適正に示しているものと認める。
- (3) 事業報告書は、当年度の運営状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 決算報告書は、大学による予算の区分に従って、当年度の決算の状況を正しく示しているものと認める。

なお、「一橋大学財務レポート2013」が財務部の編集により発刊されている。マネージメント強化や業務改善をより一層求められる中であって、具体的な数値によって大学の運営状況を把握できることは有意義であり、適正な資産管理と予算執行に活用されることを期待したい。

2. 内部統制整備状況

内部統制については、会計監査人、監査室、研究費不正使用防止計画推進室等の関係者から整備状況、牽制・チェック体制を聴取した。

2.1 監査手続との整合性

国立大学法人は、内部統制の整備と良好な運用を求められており、会計監査の重要な前提である。会計監査人は、大学が整備し運用している内部統制の状況を調査し、その結果に基づいて監査手続を慎重に決定していることを確認した。

また、業務監査の監査手続についても、大学が運用している内部統制の状況を慎重に考慮して決定した。

2.2 内部統制体制の整備

平成25年度は、内部監査の組織的位置付け及び体制を変更し、平成24年度まで事務局内に置かれていた内部監査室を発展的に解消、大学における監査関連の業務を一元的に行う学長直属の組織として監査室を発足させた。内部統制体制の強化が一步進んだと言える。

また、企画・評価及び法務を担当する副学長の下、コンプライアンス会議による業務リスクの洗い出しが引き続き行われ、全学の教職員に参加を募り研修を行うなどコンプライアンスの徹底も図っており、総じて良好であると評価される。

今後とも、法人としての健全な経営の重要性に鑑み、ガバナンス、内部統制、リスクマネジメント及び情報公開の更なる強化に取り組んでいただきたい。

3. 業務監査

業務監査については、経営協議会及び役員会に出席するとともに、関係部局の幹部教職員の協力を得て、面談等による現況把握、重要な決裁書類の閲覧等を通じて実施した。

経営協議会では学外委員から多様な意見が出され活発な議論が行われており、ガバナンスの面から外部のチェック機能が有効に機能していると判断した。

平成25年度は、第2期中期目標期間の4年度目として、下記対象部局に対して年度計画の達成度合いに加え、中期計画全体の中での当年度の位置付けを踏まえながら業務監査を実施したが、教育・研究・業務運営面いずれにおいても満足すべき達成水準にあると認められた。

【対象部局】

- ・ 社会学研究科
- ・ 言語社会研究科
- ・ 経済研究所
- ・ 情報化統括本部
- ・ 大学教育研究開発センター
- ・ 総合企画室
- ・ 財務部（財務課、経理調達課、施設課）
- ・ 学務部（教務課、学生支援課、入試課、国際課）

各部局等における懸案事項を把握するとともに、年間の業務計画を可視化することを目的として作成を指摘した「業務行程表」は全部局で実施されてきており、今後一層の精緻化を図られたい。

以上